

奨学関係について

(1) 日本学生支援機構大学院奨学生

日本学生支援機構の大学院奨学制度には、第一種、第二種、そして2つ（第一種・第二種）を併用する併用貸与があり、貸与された奨学金は、大学院修了後、返還することになる。

第一種は無利息で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、奨学金の全部または一部が返還免除となる。

第二種は、在学中は無利息だが、修了後は年利3%を上限とする利息が付く。また、返還免除制度はない。

・令和2年度採用者数

第一種・・・1年次：1名、2年次：0名

第二種・・・1年次：0名、2年次：0名

・令和3年度採用者数

第一種・・・1年次：3名、2年次：0名

第二種・・・1年次：0名、2年次：0名

(2) 民間奨学金

民間奨学金については、募集の依頼が来るごとに、掲示によって周知する。
また、入学許可内定者が申請できるものもあるので、大学院の掲示板に注意すること。

(3) 入学料・授業料免除

経済的理由等により、授業料等の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合には、選考のうえ、入学料・授業料が免除または徴収猶予される制度がある。

詳細は、HPで確認すること。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html

- ・ 令和3年度（前期分）授業料免除者数
全額免除・・・一般学生：1名、留学生：0名
半額免除・・・一般学生：0名、留学生：9名
- ・ 令和3年度（後期分）授業料免除者数
全額免除・・・一般学生：1名、留学生：0名
半額免除・・・一般学生：0名、留学生：9名
- ・ 令和3年度 入学料免除者数 ⇒ 全額免除・・・一般学生：0名、留学生：0名
半額免除・・・一般学生：0名、留学生：0名

奨学金関係、入学料・授業料免除の詳細については、本部奨学厚生課奨学チームあて、問い合わせをすること。

◎ 奨学金担当 ☎ 03-5841-2536

◎ 入学料・授業料免除担当 ☎ 03-5841-2547